

玉島協同病院居宅介護支援事業所の重要事項説明書

◇居宅介護支援事業所の目的・基本方針

要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅で、その方の有する能力に応じた自立した日常生活が営まれるように、中立、公平な立場で、利用者の選択に基づくサービスが提供されるよう支援いたします。

◇ 事業所の名称等

事業所の名称 : 玉島協同病院居宅介護支援事業所
所在地 : 倉敷市玉島柏島 5209-1

電話番号 : 086-522-6150

FAX 番号 : 086-522-6159

◇ 従業員の勤務体制

管理者（介護支援専門員常勤兼務） 1 名
介護支援専門員常勤 1 名 以上

◇ 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後5時までです。
土曜日は、午前8時30分から12時30分までです。
日曜日、祝祭日・12月30日から1月3日の年末年始は休業です。

◇ 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、倉敷市【玉島、船穂町、水島(福田を除く)】
浅口市（金光町）となっています。

◇ 事業の内容

- ① 介護認定申請手続きの代行をします。
- ② 認定調査時の同席（希望された場合）をお引き受けいたします。
- ③ 利用者の立場にたって、公正・中立に介護サービスの情報を提供します。
- ④ 居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けるサービス事業所について、複数の事業所を紹介します。
- ⑤ サービス事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由の説明の求めに応じます。
- ⑥ 居宅サービス計画（ケアプラン）を同意の元に作成し、交付します。
- ⑦ サービス事業所への紹介・利用調整をし、サービス利用開始のお手伝いをします。
- ⑧ 月一回以上利用者の居宅を訪問し、サービスが適切であるかをチェックし必要に応じて居宅サービス計画(ケアプラン)を見直します。
- ⑨ 介護保険についてのあらゆる苦情の相談に応じます。
- ⑩ 個人情報保護については万全の体制で取り組みます。

◇利用料

居宅介護支援については、介護保険でまかなわれるため、利用者は事業所に対し利用料を支払う必要はありません。

ただし、介護保険料未納の場合、利用料をご負担いただきます。

◇ご利用をお断りする場合

- ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③利用申込者が他の指定居宅介護支援事業所にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

◇ 機密保持

私たちは、職務上知りえた個人情報については、在職中も退職後も必ず守ります。
居宅介護支援をすすめるために、関係機関に伝える必要があるときは、同意をお願いします。

◇ 緊急時の対応

居宅介護支援の提供中に、利用者の急変が生じた場合は直ちにかかりつけ医に連絡し、医師の指示のもとに必要な対応を行います。

◇ 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供中に事故が生じた場合は、必要な処置を講じると共に、ご家族などへ連絡を行います。

◇ 苦情処理

私たちの居宅介護支援について苦情がありましたら、ご遠慮なく管理者にお申し出ください。
迅速・適切に対応いたします。

※苦情相談窓口 玉島協同病院居宅介護支援事業所

担当者 小野 みゆき (086) 522-6150

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時

土曜日は、午前8時30分から12時30分

日曜日。祝祭日・12/30～1/3は休業

※苦情相談機関 倉敷市介護保険課 (086) 426-3343

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分

土曜日・日曜日・祝祭日・12/29～1/3は休業

浅口市高齢者支援課 (0865) 44-7113

月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時15分

土曜日・日曜日・祝祭日・12/29～1/3は休業

岡山県国民健康保険団体連合会 (086) 223-8811
月曜日から金曜日、午前8時30分から午後5時
土曜日・日曜日・祝祭日・12/29～1/3は休業

◇ 個人情報の利用

サービス担当者会議などで利用者の個人情報を用いる場合は、ご本人又はご家族の了解を得るものとします。

◇ 利用者から事業所への営業時間外の緊急連絡先

事業所への緊急時の連絡は、以下にお願いいたします。どちらかに連絡をして頂くと24時間連絡が取れる体制を確保しています。

営業時間内	522-6150	玉島協同病院居宅支援事業所
営業時間外	523-1234	玉島協同病院

◇ 他の事業所に変更希望の場合

ご都合で他の事業所に変更されたい場合は、ご遠慮なくお申し出ください。
その場合は、利用者の最新の「居宅介護サービス計画」を発行しますので、次の事業所に渡してください。

◇ ハラスメント対策について

- ① 当該事業所は、倉敷医療生活協同組合が定める「ハラスメント防止対策規程」に基づき、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者およびその家族が当該事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為については、事実確認の上、改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

◇ 虐待の防止

「高齢者虐待防止法」の趣旨・内容を踏まえ虐待の防止に努めます。

- ① 当該事業所における虐待防止のための対策は、倉敷医療生活協同組合「介護現場における虐待の防止のための指針」に基づき、虐待などを防止するための対策を検討することを目的として、虐待防止検討委員会を設置します。
- ② 虐待の防止に関する措置を適切に実施するため、担当者を置きます。
当該事業所は玉島協同病院関連事業所群の管理者を専任担当者とします。
- ③ 虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ④ 虐待（虐待の疑いを含む）等が発生した場合は、速やかに市や高齢者支援センターへ通報・相談し、対応策並びに再発を防止できるように努めます。

◇ 業務継続に向けた取り組み

当該事業所において、利用者に対する居宅介護支援サービス提供を継続的に行うため、

災害・感染症等発生した場合、玉島協同病院関連事業所群で定める事業継続計画並びに事業継続計画（感染症対応）に基づき対応します。

年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

玉島協同病院居宅介護支援事業所

説明者： 介護支援専門員 氏名： _____

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者様 _____ 印

代筆者 _____ (続柄：) 印

2026年3月1日 改訂